

観光客向けマナー啓発等推進業務 仕様書

1 業務名

観光客向けマナー啓発等推進業務

2 業務期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

3 業務の目的

本市の観光は新型コロナウイルス感染症の流行による需要減から力強い回復を見せており、令和7年度（2025年度）の来札観光客数は約1,604万7千人、総観光消費額は約7,617億円といずれも過去最高を記録している。その中でも、特に外国人観光客は前年同時期比で14.1%増加している状況である。人口の減少局面を迎え、今後、消費活動の縮小が懸念される本市においては、国内外から人を呼び込み消費を獲得できる観光の重要性はこれまで以上に高くなることが想定される。

一方で、市内の特定の場所や時間帯においては、観光客の集中による過度の混雑やマナー違反により、市民の生活に支障が生じている事例も起きているところであり、本市が行った「札幌市の観光に関するアンケート」においても、「札幌に多く観光客が訪れることは、あなたにとって良い影響と悪い影響のどちらが大きいですか」の問いに対して、「（どちらかといえば）良い影響の方が大きい」と答えた割合が63.0%（令和4年度）から32.5%（令和7年度）まで減少しているなど、観光客の戦略的な誘客と住民生活の質の確保の両立が喫緊の課題となっているところである。

本業務は、観光客に対するマナー啓発を実施するとともに、手ぶら観光に関する情報発信を行うことにより、上記の課題に対応することを目的とする。

4 業務内容

(1) 全般

下記(2)～(4)を通じて観光客向けのマナー啓発等を行うこと。全体に関する留意事項は下記のとおり。

- ・(2)～(4)のいずれについても統一的なデザインとし、少なくとも日本語・英語による情報発信を行うこと。
- ・発信するマナー啓発の内容としては、「公共交通機関の乗車マナー」「大型荷物の持ち込みによるスペースの占拠」「民泊施設における夜間の騒音問題」「ゴミ出しルール」等を想定しているが具体的な内容は提案及び委託者との協議による。

- ・情報発信媒体の掲出枠については委託者にて確保するが、契約締結後の掲出に係る調整及び掲載料金（下記(2)に係るものに限る。）の支払は受託者にて行うこと。
- ・作成物の掲出に当たっては、本仕様書に定めるほか掲出先の掲出ルールを遵守すること。
- ・発信に当たっては単に禁止事項を並べるのではなく、来札観光客への歓迎のメッセージや観光地としての魅力発信といった観点も考慮すること。

(2) 動画の作成及び放映

マナー啓発及び手ぶら観光に関する動画の作成を行い、札幌駅構内のデジタルサイネージにて掲出を行うこと。なお、手ぶら観光に関する情報発信に当たっては北海道さっぽろ観光案内所等のほか、委託者が札幌駅構内にて実施予定の手荷物預かり・手荷物当日配送サービス（令和9年2月3日（水）～12日（金））との連携を行うこと。具体的なデザインや構成については、提案及び委託者との協議による。

具体的な掲出期間、場所等の規格などは、下記のとおり。

- ・掲出期間：令和9年2月1日（月）～14日（日）（2週間）
- ・動画の長さ：15秒
- ・場所：JR札幌駅 サツエキビジョン及びJRタワー札幌ピラービジョンイースト
- ・掲出料金：1,430,000円（税込）

(3) 広告用ポスターの作成

マナー啓発及び手ぶら観光に関するB3形式のポスターの作成及び印刷を行い、下記2か所にて掲出を行うこと。なお、作成に当たっては、札幌市交通局及び一般財団法人札幌市交通事業振興公社と連携を密にして進めること。具体的なデザインや構成については、提案及び委託者との協議による。

具体的な掲出期間、場所等の規格などは、下記のとおり。

<①市営地下鉄>

- ・期間：令和9年2月1日（月）以降
※本期間はあくまでも掲出予定期間であり、札幌市交通局の判断で一定期間掲出不可となることもあり得る。
- ・サイズ：B3
- ・数量：440枚
- ・場所：まど上 B3ポスターシングル

<②路面電車>

- ・期間：令和9年2月1日（月）以降

※本期間はあくまでも掲出予定期間であり、一般財団法人札幌市交通事業振興公社の判断で一定期間掲出不可となることもあり得る。

- ・サイズ：B3
- ・数量：40枚
- ・場所：まど上ポスター 全車セット

(4) チラシの作成

マナー啓発及び手ぶら観光に関するA4形式のチラシデザインの作成を行うこと。配布箇所としては民泊施設等を想定している。デザインについては提案および委託者との協議による。

成果物は電子データ（PDF及びイラストレーター等の可変データ）にて納品を行うこと。

5 業務報告等

業務報告書により、業務完了後速やかに、業務の実施結果を報告する。

- (1) 業務報告書 1部（Googleドキュメント・スプレッドシート・スライドにて編集可能な電子データも提出すること）
- (2) 業務完了届 1部
- (3) 制作物 一式
当該業務で制作した原稿データ等を提出すること。

6 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、札幌市の受託業務であることに留意し、関係法令を遵守するとともに、必要な届出や情報提供を遅滞なく行うこと。
- (2) 本業務の遂行に当たり、委託者は受託者が実施する調整に協力するとともに、必要に応じて打合せを行う。
- (3) 本業務の遂行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び打合せ、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (4) 事業の実績は全て委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、又は使用してはならない。
- (5) 業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (6) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。委託者は、著作権法第20条（同一性保

持権)の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

- (7) 受託者は、成果物等に関する著作権人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (8) 受託者は、本業務による成果物等について、第三者の著作権、著作権人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。成果物等に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。
- (9) 成果物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (10) 成果物が本仕様書に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。
- (11) 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低に努めること。
- (12) 本業務履行に当たっては、「広報に関する色のガイドライン」に基づき、配色やデザイン等に配慮し作成すること。
(<http://www.city.sapporo.jp/koho/color/>)
- (13) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。